

菊陽監査第56号

令和6年3月6日

菊 陽 町 長 様
菊 陽 町 議 会 議 長 様
菊 陽 町 教 育 委 員 会 様
菊陽町選挙管理委員会委員長 様
菊 陽 町 農 業 委 員 会 会 長 様

菊陽町監査委員 橋本 輝也



菊陽町監査委員 佐々木理美子



令和5年度菊陽町定期監査結果について(報告)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果を報告します。

令和5年度菊陽町定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により報告します。

令和6年2月28日

菊陽町監査委員 橋本 輝也



菊陽町監査委員 佐々木理美子



第1 監査の概要

1 監査の対象

- (1)令和5年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (2)令和5年度下水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- (3)財産及び備品等の管理状況
- (4)事務処理全般の帳簿・証憑の整理状況

2 監査の期間、及び対象課等

令和6年1月19日から令和6年2月13日までのうち13日間

実施年月日		定期監査実施対象機関名
令和6年1月19日	金	町民課、会計課、危機管理防災課
令和6年1月22日	月	人権教育・啓発課、農業委員会、農政課
令和6年1月25日	木	税務課、福祉課
令和6年1月26日	金	商工振興課、環境生活課、子育て支援課
令和6年1月29日	月	施設整備課、総務課
令和6年1月31日	水	健康・保険課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室
令和6年2月1日	木	議会事務局、監査委員、介護保険課
令和6年2月2日	金	都市計画課、生涯学習課
令和6年2月5日	月	スポーツ振興課、下水道課
令和6年2月7日	水	総合政策課、建設課
令和6年2月8日	木	財政課
令和6年2月9日	金	ふれあいの森研修センター、菊陽中学校、菊陽中部小学校
令和6年2月13日	火	光の森町民センター、学務課

3 監査の実施場所

・書類審査

菊陽町役場監査委員室及び各出先機関施設内会議室等

※令和6年1月31日～2月13日は質問事項を配布し、文書で回答を受ける審査の実施。

第2 監査の基本方針

監査は、地方自治法第2条第2項に定める本町事務事業の執行と管理・運営が、同法第199条第3項等を念頭に、その当該年度予算の事務執行が合法的で適正かつ効率的に執行されているか、また、下記(1)監査の着眼点、(2)実施機関別提出書類に基づき、担当課長をはじめとする関係職員に説明を求め、必要に応じて関係書類を確認する方法を主眼に監査を実施した。

記

(1)監査の着眼点

- ①財政の収支均衡と健全性維持のもと、歳入歳出予算の執行が適正に行われているか。
- ②経費の予算が目的に従い、効率的・効果的に執行されているか。
- ③各施設及び備品の管理は適正・合理的に行われているか。
- ④物品購入、委託業務及び工事請負等に関する事務手続きが適正・合理的に行われているか。

(2)実施機関別提出書類

- ①予算及び事業の執行状況に関する簿冊
- ②契約書等の整理簿冊
- ③収入・支出に関する整理簿冊
- ④財産及び物品の管理状況に関する簿冊
- ⑤各課(各係)の事務に関する書類
- ⑥工事台帳又はこれに準ずる書類
- ⑦出張命令・復命に関する書類
- ⑨事務引継ぎ書
- ⑩質問事項に対する書類等

(3)出先機関等の監査ローテーション

監査にあたっては、可能な限り関係書類の閲覧、照合が行えるように事務執行が類似する小・中学校、保育所及び光の森町民センターをはじめとする出先機関は、次に示す「監査ローテーション計画」を策定し監査を行っている。

「監査ローテーション計画」

監査実施頻度基準 (対象施設機関)		令和6年度 定期監査予定	令和7年度 定期監査予定
中学校2校	1校/年	武蔵ヶ丘中学校	菊陽中学校
小学校6校	1校/年	武蔵ヶ丘小学校	菊陽南小学校
		武蔵ヶ丘北小学校	菊陽中部小学校
		菊陽西小学校	菊陽北小学校
保育所2園	1園/年	みどり園	なかよし園
出先機関5施設	1施設/年	三里木町民C	南部町民センター
		武蔵ヶ丘コミュニティC	東部町民センター
		-	ふれあいの森研修C

第3 監査の結果

今回の定期監査については、前年度決算審査や例月出納検査調書との整合性等も念頭に置き監査を行った。

各事業の財務に関する事務執行及び経営事業管理は関係法令に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。また、地方公営企業法適用の下水道事業についても各事業運営に関する財務及び経営・管理については、概ね適正に処理されているものと認められた。

また、監査に際し軽微な指摘・改善事項については、その都度、口頭での是正・改善等適切な処理が行われるよう意見を述べている。

今後の予算執行にあたっては、国の経済再生と財政健全化等の諸方策等で一段と厳しい財政運営が想定され、また、TSMC等の企業進出による諸課題への対処など、今後の行政運営に大きな影響が想定される。

したがって、各課(出先機関含む)においても現在及び今後の事務処理執行に対し、懸念事項、検討事項や改善事項がないか再度の検証を行い、地方自治体の目的である「住民の福祉の増進」に努めていただくようお願いしたい。